

水産政策審議会企画部会

第 1 0 2 回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第102回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和5年2月16日（木）14時00分

閉会 令和5年2月16日（木）16時18分

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

（委員）石井 ユミ 大瀬 由生子 佐々木 貴文 佐藤 由也
田辺 恵子 中川 めぐみ 三浦 秀樹 山下 東子
山本 徹 吉川 文

（特別委員）大谷 勉 川原 明子 久保田 正 後藤 理恵 佐々木 ひろこ
菅原 美徳 関 いずみ 高橋 健二 永沼 博明 深川 沙央里
結城 未来

3. その他出席

（水産庁） 山口漁政部長 廣野増殖推進部長 田中漁港漁場整備部長
山里企画課長 魚谷水産経営課長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第102回企画部会
議事次第

日 時：令和5年2月16日（木）14:00～16:18

場 所：農林水産省7階 第3特別会議室

（東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）令和4年度水産白書（案）について（諮問）

（2）漁業経営の改善に関する指針の変更について（諮問）

4 閉 会

○企画課長 定刻を少し過ぎましたが、ただいまから水産政策審議会第102回企画部会を開催したいと存じます。

水産庁企画課長の山里でございます。本日の事務局を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の企画部会でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委員及び特別委員にはウェブ会議システムを併用しながら御参加いただく形で開催させていただきます。

オンラインで御参加の方におかれましては、御発言の際にはウェブ会議システムで「挙手」ボタンをクリックして発言の意思を表示していただき、指名された後に御発言いただきますようお願い申し上げます。

御発言されるまでは音声はミュートに設定していただきまして、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますようお願い申し上げます。

音声トラブルなどがある場合には、ウェブ会議システムのチャット機能にて、事務局までその旨お知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして水産庁漁政部長の山口より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆様、こんにちは。漁政部長の山口でございます。

第102回企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員、特別委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

本日は、令和4年度の水産白書の本文案、それから漁業経営の改善に関する指針変更の二つの議題につきまして御議論を賜りたいと考えてございます。このうち水産白書につきましては、これまで皆様から頂いた御意見も踏まえまして作成しております令和4年度白書の動向の案につきまして御議論いただくとともに、令和5年度に講じようとする施策について諮問させていただく予定としてございます。

また、これまで御議論いただきました漁業経営改善制度につきましても、皆様から頂いた御意見を踏まえまして指針の変更案を作成いたしております。こちらについても諮問させていただく予定でございます。

以上二つの案件につきまして、委員の皆様には幅広い観点から御議論いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございました。

続きまして、委員の出席状況について御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、委員11名中オンラインでの参加を含めまして10名の方が御出席されております。定足数を満たしているということで、本日の企画部会は成立していることを御報告申し上げます。

また、特別委員につきましては、16名中オンラインでの参加を含めまして11名に御参加いただいております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、会議は公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づき、議事録を作成をし、縦覧に供するものとされているところでございます。会議終了後、委員の皆様は議事録を御確認いただいた上で水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

更に、本日諮問させていただきます令和5年度に講じようとする施策については水産基本法第10条第3項により、また、漁業経営の改善に関する指針の変更につきましては漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第3条第3項により、審議会の意見を聞くこととされており、その議決につきましては、水産政策審議会令第6条第6項に基づき定められた水産政策審議会議事規則第11条第3項により、当部会の決議をもって審議会の議決とすることとされておりますので、併せて報告させていただきます。

では、今回の配布資料の確認を頂きたいと思います。

資料につきましては、お手元にありますように資料1から資料2-1、2-2、2-3、また資料3-1、3-2ということで、資料1の委員・特別委員名簿を含めまして六つの資料をお配りしているところでございます。よろしいでしょうか。

それではここで、報道関係者の方がいらっしゃいましたら撮影などにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、山下部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しいときにお集まりくださって、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議題は、令和４年度水産白書（案）について、及び漁業経営の改善に関する指針の見直しについてです。

また、本日の企画部会は17時までを予定してございますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

資料は事前に各委員に配布されておりますので、事務局からの説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、最初の議題でございます令和４年度水産白書（案）について、初めに諮問を受けたいと思います。

○企画課長 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

４水漁第1488号。

令和５年度２月16日。

水産政策審議会会長、田中栄次殿。

農林水産大臣、野村哲郎。

令和５年度水産施策（案）について（諮問第411号）。

水産基本法（平成13年法律第89号）第10条第３項の規定に基づき、別添「令和５年度水産施策（案）」について、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○山下部会長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

資料２－２を御用意ください。

○企画課長 それでは、資料２－２を御覧いただきたいと思います。

資料２－２の「令和４年度水産の動向」から順に説明を申し上げたいと思います。

まず、全体についてでございますけれども、「令和４年度水産の動向」につきましては、前回この構成につきまして御了解いただいたところでございまして、その御了解いただいた事項に沿いまして、まずは特集として「我が国の水産業における食料安全保障」をテーマとして取り上げるとともに、第１章から第６章については従来どおり、昨年同様の構成とさせていただいているものでございます。

なお、委員の皆様方には事前にこの本文につきまして資料をお送りさせていただきました。御覧いただいていると思いますので、本日の説明については簡潔に、５分程度の説明とさせていただきたいと存じます。

まず、お手元の資料２－２の１ページを御覧いただきたいと存じます。

特集でございますけれども、まず本文の前に、これは前々回に結城委員からの御指摘を踏まえまして、本文の前に特集全体像が分かりやすいように項目を整理・記載させていただきました。

次に、4ページでございます。

これまで委員の皆様から御指摘いただいたことを中心に触れさせていただきたいと思えます。

4ページでございますけれども、水産物の輸入についてでございます。ロシアからの輸入ということで書かせていただいておりますが、今般のウクライナ情勢を踏まえまして、ウクライナからの水産物の輸入に関する記述を1行追加させていただいています。

7ページでございます。

前回、山下部会長から御指摘いただきました図表特－1－8でございますが、月別のグラフを記してございましたけれども、12月が増加するという季節性の変動が分かるように、グラフの期間を延ばして令和2年12月からのデータを記載しています。

8ページをお開きください。

8ページと9ページ、両方でございますけれども、輸入価格の高騰によって加工原材料の確保が困難となっていることや食料自給率の改善等の問題につきまして、国内原材料への切替えによる支援の実施ですとか、また、原材料を国産に切り替える取組などもございますので、本文及び事例として紹介することとしたいと考えております。

なお、現在実施中の取組でございますので、4月頃に記述していく考えでございます。

10ページでございます。

燃油高騰対策について、本年度の対策を記載しております。こちらにつきましても現在進行中の問題でございますので、今後の状況を踏まえまして、必要に応じ記述を修正していきたいと考えております。

続きまして、13ページを御覧いただきたいと思います。

図表特－1－12でございます。前回お示しした図では、厚板が非常に高く上昇してございまして、ほかの資材の上昇程度以上に厚板が相当上昇していることから、ほかの資材の上昇具合がグラフとして見にくいという指摘を頂きましたので、厚板以外の資材の上昇の傾向が分かるよう、図を工夫して記載させていただいております。

19ページでございます。

山下部会長や窪川委員、高橋委員から、第1節と2節の順番を逆にした方がいいのでは

ないかという御指摘があったところでございますけれども、今回、本文を入れた上で再度、元の順番でまずは整理させていただいております。今般の食料安全保障を考え直す要因の一つとして、ロシア・ウクライナ情勢が大きく関わっているという認識であり、要因があって、その上で対策をどうしていくのかという時系列的な観点から、この順番が適切と考えております。

それから、前は「水産物の食料安全保障」という見出しでございましたけれども、本文の内容を適切に反映できていないということでございましたので、「水産物の食料安全保障に向けた新たな動き」とさせていただいたものでございます。

22ページでございます。

食料安全保障の1人1日当たり供給熱量の2,000キロカロリーの基準について、御指摘を頂いたところがございます。食料安全保障の観点から、水産物は食料全体の1要素と捉えまして、緊急事態食料安全保障指針で規定されていることもございますので、カロリー表記のままとしたいと考えておりますけれども、このカロリー表記については補足のところで説明を加えさせていただきまして、水産物と2,000キロカロリーとの関係について理解していただきやすいよう配慮いたしました。

23ページでございます。

国民に対するたんぱく質の供給における水産物の重要性について記述いたしました。この点については三浦委員から御指摘があったところでございます。

また、後ろの第1章の42ページから44ページにおきましても、水産物の摂取で健康によい効果があることも記述させていただいているところでございます。

すみません、また25ページに戻っていただきたいと思います。25ページから29ページにかけて、食料の安定供給に関するリスク分析、リスク検証について記述させていただいております。前は図のみでございましたので、今般、本文として、検証方法ですとか結果など詳細について記述しているものでございます。

30ページから31ページにかけてでございますが、高橋委員からの御指摘を踏まえまして、水産物の自給率の向上に関する記述を加えさせていただいているところでございます。

特集編については以上でございます。

続きまして、第1章「我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き」でございます。

34ページであります。国民1人当たりの供給量については年々減少しており、純食料ベースで23.2キロとなっていることなどを記載しております。

それから、42ページのコラムでございますけれども、水産物の消費拡大に向けた本年度からの取組としまして「さかなの日」を制定したことについて記述させていただいております。

44ページでございますが、こちらでもコラムで水産物の健康効果について触れさせていただいております。速筋たんぱく質について記述させていただいております。

次に、となりの45ページのコラムでございますけれども、これから記述いたしますけれども、未利用魚、低利用魚の活用について改めてお示ししたいと考えております。

続きまして、第2章「我が国の水産業をめぐる動き」に移りたいと思います。

56ページを御覧いただきたいと思いますが、漁業生産量とか魚価、経営状況等につきましては、後日データを更新させていただきまして、その後に記述したいと考えております。

57ページであります。コラムにおいて陸上養殖の実態調査について記述しております。

60ページから66ページにかけてでありますけれども、漁業共済金などの制度面での支援ですとか受取金などについて、表に追記しております。

62ページから63ページの表ですけれども、昨年度まで記載の対象としていなかった「10トン以上の漁船を用いて漁業を営む個人経営体」の経営状況についても記載させていただいております。

81ページ、事例として、スマート水産業について記述させていただいております。

続きまして、第3章「水産資源及び漁場環境をめぐる動き」であります。

92ページから108ページにかけてでございますけれども、資源評価や資源管理の状況について記述させていただいております。

112ページでございますけれども、水産流通適正化法について、山本委員から現場の運用について分かりやすく記載してはどうかという御意見がございましたので、それを踏まえまして、現場での運用が分かりやすいよう図表などを追記したいと考えております。

119ページのコラムでございますけれども、藻場、干潟の保全の一環として、ブルーカーボンについて記述させていただきたいと思います。

120ページでございます。深川英穂委員から御意見がございました赤潮の問題と、その対策について記述させていただいております。

127ページでございます。

昨年11月にこの企画部会で三浦市への現地調査をしていただきました。その調査の結果を踏まえまして、まぐろでんきの取組について記述させていただいております。

130ページでございますが、事例として海洋におけるプラスチックごみ問題について、漁網のリサイクルの取組について記述させていただいております。

続きまして、第4章「水産業をめぐる国際情勢」であります。

134ページから135ページにかけて、世界の漁業生産量等について記載してございますけれども、これも後日、データ更新後、記載させていただきたいと存じます。

140ページであります、OECD・FAOによる世界の魚介類の需給予測について記述させていただいております。

142ページから146ページにかけて、地域漁業管理機関の令和4年度の動向について、更新して記載しております。

続きまして、第5章「安全で活力のある漁村づくり」でございます。

156ページであります、海業の取組を紹介する写真としまして、これも昨年11月の三浦市での現地調査先の写真を追加させていただいております。

また、158ページのコラムでございますけれども、琵琶湖地域の伝統的漁業と食文化が世界農業遺産に認定されましたので、コラムの中で紹介したいと考えております。

最後に、第6章「東日本大震災からの復興」でございます。

165ページから166ページにかけてでございますけれども、原子力発電に関する理解の促進の記述について結城委員から御意見を頂いたところでございます。水産白書の中で記述するのが少々難しいこともあり、ALPS処理水の関係もございますので、令和4年度からトリチウム対象としたモニタリングを開始していること、その結果と安全性について記述することとしたいと考えております。

資料2-2については以上でございます。

資料2-3を御覧いただきたいと思います。

令和5年度の水産施策の構成案についてお示しさせていただきたいと存じます。

「令和5年度 水産施策」の構成につきましては、水産基本計画の項目立てに沿って、それを踏襲した構成案をお示ししたいと考えております。また後日、この構成案を踏まえまして本文を作成させていただいて、お諮りしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、委員の方々から御質問や御意見を頂きたいと思っております。

進め方ですけれども、先に会場で御出席の方、次にオンラインで御出席の方の順番で指

名いたします。会場がどうなっているのか、オンラインがどうなっているのかお互いに分かりにくいんですが、私の目視によりますと、会場には委員が私を含めて7名、オンラインには14名いらっしゃるように思います。まずは会場の7名の方々から挙手を頂きたいと思っております。

オンラインの方は、御発言を御希望の際には「挙手」ボタンをクリックしてお知らせください。発言者はこちらから順番に指名させていただきます。指名後、マイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。

時間は結構たっぷり取っておりますし、この白書の動向編についてゆっくり御意見を承れるのは今日がメインになるかと思えます。次回になるとなかなか、その後、大きな変更は難しくなりますので、是非今日の間に御意見を頂ければと思います。

それでは、まず会場の委員の方々、いかがでしょうか。挙手していただければと思います。

高橋委員。

○高橋特別委員 まず特集で、今回、食料の安全保障ということで、先ほどの説明でウクライナないしはロシアの問題に端を発してという話をしておりましたが、私の理解では、本来、大震災なり紛争や戦争等が主なる要因で食料の安全保障の確率をするという話ですが、そもそもその辺が私、間違っていると思っています。

食料の安全保障というのは日常、防衛と同じように、きちんと確立し、達成しておかないと、いつどのような場所でどんな事が起こるのか分かりません。自分の国の国民が必要とする食料は自給自足を確立し余剰分を外国に輸出できるような体制を常にとっておくことが重要です。自給率は、先進国で日本が最低の状態で、昨年8月でしたか、「ネプチューンフード」という業界紙があって、すごく衝撃的な文面でした。「核の冬」という題でアメリカの大学が論文を発表しましたが、もう日本は散々たるもので、核戦争が起きた場合、日本の60%の人口は餓死する、そんな衝撃的な内容なんです。

それは極論と言えば極論なんですが、そこに言及するということではありませんけれども、やはり日々食料の安全保障問題というのは、自給率の達成を目的に、きちんとしたものを組むんだという書き出しなのかなと思っていましたが、読んでみると決してそういうことではなくて、法律の羅列となっていました。

今後どうするかですね。自給率を高めて自給自足に向けて対応していくんだというのがどこにも見えないという、何かちょっとおかしい特集になっているのではないのかなと

私は感じました。

そもそも、食料の自給率を高めるということがかつてずっと言ってきましたし、先ほど申しましたけれども、先進国で最低の自給率です。島国日本は有事の際に本当に国民が生活できるような食料を確保できるのか。今の状態では、まず不可能なわけですから。

もう一歩進んで言いますと、漁業生産の半分は外国人。彼らの出身国で何か災害でもあれば、恐らくほとんどの皆さんは帰るでしょう。それから、外航の貨物船はほとんどもう外国人が運行している。そうすると、日本に物を本当に運んでくれるのか。そういうことを、この白書に書いてくださいとは言いませんが、そういう思いを入れて特集を組んでいただかないと、ただ報告書みたいな特集では何の意味もないのではないのかなと思いますので、もう一度どこかに書き足すことが可能であれば検討していただきたい。

食料の危機感を煽ってくださいと言っているわけではないです。現状分析と、これからの課題をきちんと書いていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。なかなか厳しい御意見でしたけれども、また後で、お答えいただけるものはお答えいただきます。

ほかには、いかがでしょうか。

佐々木委員、そして関委員、お願いします。

○佐々木（貴）委員 北大の佐々木です。いつも大変お世話になっております。

私からもロシアに関します特集部分について少しコメントさせていただきたいと思っているのですが、ロシアとの難しい関係は、ウクライナ侵攻が起こる以前から漁業者さんの生命、財産を脅かす重大な事案が発生していたと私は理解しております。

頂いた資料に詳述されています北方領土周辺だけではなく、例えば宗谷海峡でもいろいろな問題が起こっております。重大な事案が連続して発生している状況だと私は理解しています。

今回、白書ということで難しい面もあるのかなと思ったんですけれども、漁業は200海里体制下で正に国境産業としての性格を強めざるを得ない、そうした中でだ捕や銃撃、そして漁業者さんの命に関わる事案が従来からも起こってきたんだということを、もう少し具体的に書き込んでいただくことはできないのかなと率直に感じました。

根室市などは具体的な被害の数字を示していたと記憶しておりますし、例えば最近でも、漁業者さんのお話を聞きますと、道東沖で操業している漁業者さんなどはロシアの圧力が何か若干強まっているのかなと、ちょっと空気感が違うなといった懸念をお持ちの漁業者

さんも実際おられました。ですので、もし可能でしたらもう少し現場の皆さんの御苦勞を、リアリティのある状況をもう少し加えていただけると、多くの方に「あ、こんなことになっているのか」と伝わるのかなと思った次第です。

○山下部会長　ありがとうございます。

では関委員、お願いします。

○関特別委員　東海大の関です。

すでにご発言のあったお二人の意見と関連しますが、ロシアとの関係はもうずっとあるわけですね。この白書を見ていると、何か今回のロシア・ウクライナ情勢があって突然そういう関係性の悪化のようなことが起こっているようにも読めてしまうので、どうすればよいという具体的な案は今ないのであるが、この並びをどうするかということは検討する必要があります。このロシア・ウクライナ情勢と日本の食料、水産物の安全保障が何となくばらばらなように読めてしまうんですね。もちろんつながっている問題なんだけれども、そもそも何が問題としてあって、その問題を深刻化させている要素として今回のロシア・ウクライナ情勢があるということなのではないか。

食料、水産物の生産自体については、温暖化のような環境の問題や就業者の問題など、様々な要因が重なって生産量の減少につながっていると思いますが、そういうことを含めて、食料のこと、生産のことを考えていかなければいけないのではないかと、読んでいてちょっと感じました。

それから、例えば31ページに「水産物の生産量、消費量、自給率の目安」という表があって、目標値が出ているわけですが、生産量を上げる根拠は主に養殖なんだろうかというのが質問です。何を根拠にこの生産量が上がっているのか、いつもちょっとよく分からないので、教えていただければと思います。

養殖というのは、これからより重要性が高まってくるものだと思うんですけど、何だろう、養殖するためには餌も必要で、食料の危機のレベルによっては餌に回す分を人の食用へ転換しなければいけないとか、そういうことも書かれているわけですね。そうになると、何かよくよく考えるといろいろなことが矛盾してこないかなとも、ちょっと感じております。

それから、需要が減っているということがありますが、その一つの理由として生産量が減っているということもあるわけですね。イカとかサンマは象徴的なものかもしれませんが、獲れないから買えないという状況も起こっている。そういういろいろな状況が

あることを、もうちょっと網羅して見せてもらえたら、もうちょっと消費者の方にも響くのではないかと思いますので、発言させていただきました。

○山下部会長　ありがとうございます。

会場では、ほかにはよろしいでしょうか。

それではウェブ参加の方、今、挙手ボタンを押していただいている方はいらっしゃらないんですけれども——あ、お四方が押してくださっています。順番に発言をお願いします。

まずは結城委員、お願いいたします。

○結城特別委員　私からは、2点御提案がございます。

まず、2ページの特集の部分。

先ほど御案内がありましたけれども、前回私が提案させていただいた形、概要があって、それから分かりやすくまとめたキャッチーな表を作っていただきました。ありがとうございました。この経緯表をととても分かりやすく作っていただいたので、読んでみると、この後どんどん読み進めたいという気持ちになりました。とても参考になります。本当にありがとうございます。

更にブラッシュアップするために、少々御提案です。図表特－1－1「我が国の水産業におけるロシア・ウクライナ情勢に係る主な出来事」の下の経緯表ですが、「我が国の水産業における主な出来事」と「我が国の水産業に関する国際的な出来事」と分けられていて、パッと見たときに違いがよく分からないのです。「我が国の水産業における」というのはすでに書かれていますので、シンプルに「国内の主な出来事」「国際的な出来事」にさせていただく方がわかりやすいのではないかと考えています。

「出来事」も、もしかして「出来事」というよりは「動き」かもしれないと思うのですが、「出来事」がいいのか「動き」がいいのかは、再度御検討いただければと考えております。

もう一点は、42ページの「水産物の健康効果」についてです。

昨年度も非常に御尽力いただきまして、大変読みやすく、特にこの人体のイラストなどはとてもブラッシュアップされて、いい形に掲載していただいたと思っています。

ただ、昨年度の流用のままではもったいないとも思っています。とはいえ、私から新しい知見を御紹介することはできますけれども、厚生労働省の発表している情報以上のものは難しいというお話でしたので、御提案が2点あります。

一つが、厚生労働省のサイトにある「調理方法によるエネルギーの違い」。生活習慣病

を気になさっている方が少なくない中で、刺身や照り焼き、塩焼きといった魚の調理法によってエネルギーがこれぐらい違う、なので今の体の状態によって調理法を工夫するのも良いのではないですか、という御提案の記事が掲載されていました。これを表の形にして掲載するのはいかがかと思っています。

パッと読んだときに、「本当はこういう料理法で食べようと思ったけれども、実はカロリーが気になっていた」。でも「この料理方法だったらこれぐらいカロリーが減るから安心だね」というふうに皆様の参考になるのではないかと思います。是非この辺りの掲載も御検討いただければと思っております。

そしてもう一つは、農林水産省のホームページに、水産物に含まれる主な機能性成分の表がありました。現在掲載されている人体表と重複する部分はありますけれども、分かりやすくまとめられたものは幾らあってもいいと思いますので、この機能成分も加えていただけると良いのではないかと個人的には思っております。これと人体のイラストと両方掲載されていると、さまざまな形で活用させていただきやすいと個人的にも思っておりますし、皆さんも参考にしやすいのではないかと思いますので、御提案させていただきました。

ほかにも、第6章「東日本大震災からの復興」にトリチウムの情報など、最新情報を入れるなど詳細に書いていただくのは本当にいいことだと思いますので、引き続き水産業の方をはじめ、あらゆる方のために有益な情報を掲載していただければと思っています。

最後に、実は表に関して「てにをは」など気になる細かい点がありました。ただ、それをここで申し上げるには時間が限られていますので、後ほどメールでお知らせさせていただきます。こちらでも御検討いただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは次に、山本委員、お願いします。

○山本委員 私も42ページで、1点だけあります。

健康効果を示していただけていまして、読み進めていくと、43ページの一番上でたんぱく質について、肉のたんぱく質と大豆等との違いが表記されているんですけども、消費者の方に伝えていく上でもう少し分かりやすく、これも同じ視点なんですけれども、魚肉、通常肉、大豆のたんぱく質、その三つを比較したときにどういう特徴があるのかを表で整理していただくと、同じたんぱく質を摂る上でも魚のたんぱく質を摂るという流れが作られやすいのではないかと思いますので、この部分に関しては、表なりビジュアルで見やすく整理していただくといいのかなと思いました。

前回お伝えした水産流通適正化法については、取り上げることを検討していただいて、どうもありがとうございました。

○山下部会長　ありがとうございます。

では次に、田辺委員、お願いします。

○田辺委員　主婦連合会の田辺です。よろしくお願いいたします。

六つほどございます。

まず一つ目ですけれども、30ページと34ページにありました「水産基本法に基づく水産物の自給率の向上」につきましてです。

令和4年3月に作成された基本計画では、自給率の目標を食用魚介類で令和3年の59%から令和14年に94%としています。大変大きな数字の飛躍でございますけれども、自給率は、生産量が減少しても消費量が減少すれば上昇することになっておりますので、目標値の設定の根拠につきまして御説明いただきたいと思います。

また、44から45ページの「魚食普及に向けた取組」につきまして、学校給食等での食育の重要性について書かれておりまして、地場産物の使用割合を現状値（令和元年度）から90%以上とすることを目標とありますけれども、現状値とは幾つなのかをお教え願いたいと思います。

また、45から46ページに「水産物に関する食品表示」としまして、外国産あさりの、畜養の有無にかかわらず輸出国となること等のルール適用の厳格化を行っていただきまして、スーパー等の棚で外国産あさりの表示が明示されることになりました。消費者が商品を選ぶ上で重要な情報であります。お礼を申し上げたいと思います。

それから、118ページの「漁場環境をめぐる動き」の中に藻場・干潟の造成、保全の取組がございます。写真にキャプションはございませんのでキャプションを頂きたいのと、地方自治体及び民間でもこうした取組を実施していると思いますので、是非具体的な取組を御紹介いただきたいと思います。

また、121ページの「気候変動による影響と対策」につきまして、海水温の上昇が漁業へ多大な影響を及ぼしているとうございます。昨今、日本海側においてイワシやフグ等が大量に打ち上げられております。11ページには、養殖用の配合飼料として魚粉原料となるペルーカタクチイワシの高騰に触れておりますけれども、こうしたイワシやフグ等が有効に活用できないものかと思っております。

それから、127ページになりますけれども、海洋におけるプラスチックごみの問題があ

ります。漁業者による海洋ごみの回収の促進とありますけれども、図表３－24に「香川県」と小さく明記されております。国の地域グリーンニューディール基金により、海岸漂着物等の回収処理等に対する財政措置が行われており、香川県はこれを用いた取組かと思われると思いますが、他の自治体等でもこうした取組があるのかどうかの紹介をお願いしたいと思います。

○山下部会長 整理して発言してくださいまして、どうもありがとうございました。

それでは次に、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

私からは、特集の「我が国の水産業における食料安全保障」の中で、特に31ページの最後の部分、「第２節のおわりに」と書かれているところについて意見致します。最終的に、食料安全保障の観点から自給率の向上を図るという話でまとめているのですが、これを今後どのように上げていくのかという具体的な方策等が余り示されていない中で「自給率を上げていきますよ」という話だけにとどまっているような感じを受けてしまうということ。

もう一点としては、水産業、漁業は新鮮で安全な水産食料の安定供給の役割に加えて、藻場・干潟の保全とか国境監視等といった国民の生命、財産を守る重要な機能、役割も担っている中で、今回のテーマは、食料の安全保障が中心という話ではありますが、自給率だけではなく国内の漁業が安全保障上果たしている役割、貢献についてもここで少し言及いただければ、国内漁業の役割とか重要性が国民の皆様に分かっていただけるのではないかと思いますので、ここに分かりやすく書いていただければと思ったところでございます。

その他の部分でも「てにをは」を含めて若干気付いたところがありますが、それにつきましては書面にて意見を提出させていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは大瀬委員、お願いします。

○大瀬委員 42ページのコラムの件ですけれども、長期減少の傾向の中、本当にこういう新たなイベントというか、取組の提案はいいなと思ったんですけれども、しかし、実際まだ認知されていないような気がします。

それで質問ですけれども、企業、団体の賛同へどのような働きかけをしているのかということと、私の周りの食関係の方たちもよく知らなかったんですけれども、これらは一般の方たちにどのようにPRしているのかがちょっと気になりました。

魚を選ぶ理由が前のページに書いてありますけれども、「健康に配慮している」ということが圧倒的に多いので、この健康に配慮するという部分での健康効果みたいなものを、もっとさかなの日に打ち出していけたら、その日だけでも魚の需要が伸びるようになって、それが継続していくという形になったらいいなと思っているので、良い企画だけに、これからの広まりを期待しています。

○山下部会長　ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　私から一個だけ、確認したいことがあります。

131ページでございます。

「内水面における生態系や漁業への被害」という部分で、中段に「被害を与える個体数を平成26年度から令和5年度までに半減させる目標の早期達成を目指し、カワウの追払いや捕獲等の防除対策を推進しています」ということでございます。これについて確認したいんですが、令和5年度までに本当に半減させることができるのかどうか、現状を確認しているのかお聞きしたいわけでございます。よろしくお願いします。

○山下部会長　分かりました。後でお答えを頂けると思います。

ほかに対面の方、またウェブの方、挙手はありますか。

川原委員、お願いします。

○川原特別委員　白書のドラフトをまとめてくださいますて、ありがとうございました。

また、さきの会議でお願いしました説明についても含めていただいたと認識しております。特に北西太平洋での我が国の漁業におけるロシアとの関係、これとても複雑だということが表されていると思いました。

ほかの条約地域でもちょっと影響があったということは聞いておりますが、そこまで書いた方がよいのか、書かなくても済むものなのか、ちょっと私も考えるところでありますけれども……、そこがちょっと気になったところでございます。

また、128ページの海洋生分解性プラスチック製の漁具のところ、生分解性の漁具の御紹介がございまして、今回フロートが出ていますが、ほかにも幾つか製品があると聞いたことがございます。どういったところにどのように使われているのかといったことも紹介していただくと、ほかの漁具ですけれども、例えばホタテ貝の間に入っているようなものですか、「あ、こんなところにこういった生分解性の漁具が使われるのか」といったことも皆さんに興味深く思っただけなのかなと思いますので、ちょっと提案してみま

した。

よろしく願いいたします。

○山下部会長　ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員　後継者確保、「新規漁業就業者の確保に向けた取組」ということで、71、72、73、74ページになりますが、まず71ページ、支援ということで、このような形でやるのは結構なことなんです、実態ですよ。新規就業者、若年後継者はやはり労働環境の陸上対比の、8時間労働で週40時間、土日・祭日は休みと、内航船等の汽船と比較することです。一方、漁船の方はこのような就業体制ではなく全く該当していない。これが後継者が参入してこない大きな要因の一つです。

現在はもうTAC制度になって、IQ制度がどんどん進んでいくと、もう陸上並みないしは内航船並みの労働条件を必要とする、そういうことになってくるはず。決められたトン数しか獲れません。各船が個別で割当てを受けてそれを各船が独自で獲れる漁獲量が決まってきます。TAC、IQ制度を踏襲していくわけですから、そうすると、それに応じたような労働環境が必要になってくるということです。

余りにも陸上ないし汽船との労働環境の格差といいますか、それをどう縮めていくのか、その辺も検討材料の一つということ。漁業法が大きく改正されていますから、それに基づいた労働環境を作っていく、これは水産庁が漁業法が改正したわけですから、その責任は水産庁にあると私は思っていますので、その辺も検討していただきたいということです。

それから、72ページの水産高校の漁業ガイダンスですが、余りにも簡単に書かれてしまっています。水産高校、48校でしたか、全ての学校でガイダンスの開催を行うため、関係者が非常に努力して、毎月のように二校三校でガイダンスを開催しています。水産高校の学生に漁業というものをスライドを使ったりDVDを使ったり、対面で説明をしたり、非常に苦労しながらやっているものを、やはりきちんと評価していただきたい。でき得れば写真も多く入れていただいて。今、これが後継者発掘の一番メインテーマです。一番活躍している部門がこのガイダンスですから、その辺はもっと文章を多くして評価してほしい。

それから、73ページから74ページは記載どおりなんです、74ページの上段「また、」ということで20トン以上、いわゆる中規模漁船の話です。

実はこれは委員の皆さんの合意形成できて作った制度ではなく、最後まで平行線をたどって賛成多数で決めた、こういう案件なんですね。この後、知床の旅客船の海難事故が発

生しました。これは全く同じ海技資格です。1級小型船舶操縦士です。あえてまたこれを載せて海難事故が起きなければいいですけども、起きた場合の対応は、やはり海技資格に問題があったのではないかと指摘されるのではないかと私は思っています。

この後、水産庁からこれを許可をして、実際運行している船の報告を受けることになっていますが、いまだかつて一度も報告を受けたこともありませんし、過去2隻あったという話は聞いていますが、現在、全く適用船がないという話も聞いていますので、後日教えていただければ結構です。白書に載せてくださいとは言いません。ただ、いつまでも白書にこれが必要なかどうかは非常に疑問だということです。

○山下部会長 ありがとうございます。

ちょっと技術的な話だったので私には難しく聞こえたんですけども、ほかにはいかがでしょうか。

吉川委員、お願いします。

○吉川委員 ちょっと気になっているところがあって、42、43ページの「水産物の健康効果」のところでは非常にいいことばかり書いてあるんですけども、私ですとちょっと甲状腺が悪かったりするので、健康リスクのある方、あと妊婦さんと鯨の肉とかまぐろは控えるようにと私のときには妊婦検診で指導が入っていたんですけども、ちょっとそういうところで、「お医者さんに相談して」であつたりと予防線を張るというんですか、そういう文言をもしかしたら入れた方がいいのかなと一つ感じました。

それから、57ページの「陸上養殖の実態調査」のところでは、この回答率28%が高いのか低いのかちょっと分かりませんが、一般的な感覚で陸上養殖というものに対して、何か工場みたいところで作っているというような不安がちょっとあつたりすると思うんですけども、施設の写真であつたり現場の写真等があると、怪しいわけではないよというところが上手に伝わるのではないかと感じました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では後藤委員、お願いします。

○後藤特別委員 108ページと109ページにまぐろに関する記載がありますが、漁獲したクロマグロをやむを得ず放流する地域があるといったことや、採捕禁止、意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流と書かれています。これは、実際にどういう場面があつたのかということと、もう一つ、まぐろは非常にセンシティブな魚で、水から揚げてしまうとほぼダメージを受けてしまって、その後リリースしてもなかなか生き残らないというように

魚の中でも特殊なので、この白書で取り上げることではないかもしれませんが、そういったリリースの仕方も含めて水産庁の指導が入っているのかというところが気になりましたので教えてください。

次は、118ページ。

ほかの委員の先生からもあったかと思えますけれども、藻場の再生とか干潟の保全、海洋プラスチックの回収などについての活動は、自治体、高校や大学など、いろいろな組織で取り組まれています。ただ、この成果は来年、再来年といった短期間で見えるものではないので、その取組件数であるとか取組状況が年々増えていっているといったところが白書の中で見えたなら良いなと思いましたので、取組の見える化をお願いしたいと思います。

もう一つは122ページ、海水温の上昇が理由で魚が獲れる場所や量が変わってきているというところですが、宮城県でのタチウオやガザミの漁獲量の増加というのは研究のデータをベースに出てきたものなのかどうか。これは震災の後、漁獲圧が一時的に減ったことが影響して現在、資源量が上がってきている可能性はないのかなというところで、ミスリーディングしない記載であるかどうか気になりました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにならうでしたら、私もちょっとだけ——といいながら3点ほどあるので、簡単に申し上げたいと思います。

まず特集のところで、小さいことと言うと、例えば3ページに「魚介類の55%を輸入に頼っている」と書いてあるんですけれども、自給率から逆算すると41%になるんですね。これ消費仕向量の計算式が何か違うからだと思うんですけれども、混乱しないのかなというのがちょっと心配です。

それより、今日議論を伺っていて、食料の安全保障とは何かとか、日常的な安全保障と有事のときの安全保障とか、それから穀物等と水産物でどう違うのかとか、そういったことを今回の白書で議論するのはちょっと難しいですけれども、水産庁さんの方で意見が集約されていないと思うんですよ。いろいろな意見があって、私も別の意見があるんですね。だからこういうことを1度、何というのか、ブレインストーミングみたいな感じで御検討いただく機会があってもいいのではないかなと、この特集をしたことをきっかけにしてということですが、そういうものがあるといいのではないかと思います。安全保障という意味です。

二つ目は、例えば60ページ辺りの沿岸漁船漁業の経営体の経営状況というのは、事業所

得がとても低いんですね。下に書いてある制度資金受取が同じぐらいあるというか、非常にショッキングな表になっていて、そして今度は10トン以上をお使いになっても多分同じような感じなんですね。これは、何というのか、サステイナブルとはとても言えないと思うんですね。こういうものをどうするのか。これも白書の問題というよりは、将来的な問題。

でも、白書の問題として一つ申し上げたいのは、私の知識不足なのか、「10トン以上の個人経営体」その前に「沿岸漁船漁業」と書いてあると、沿岸漁船漁業というのは10トン未満なのか、10トン以上は沖合で個人で何をやっているんだと、全然イメージが湧かないんですね。こんなに長くこの業界にいて分からないのは私が注意散漫だったからなのかもしれませんけれども、皆さんどう思われるのかなと。私だけが知識不足ならいいんですけども、一般の読み手が混乱しないのかなとちょっと心配しています。

それから、皆さんが御発言になった人材育成のところ、76ページです。

私が気にしていることは、これも白書ということではないんですが、外国人労働者ですね。技能実習生と特定技能と。こういう方の労働環境について、適正であることをきちんと検証する、そして白書等で胸を張って言うような機会が必要かなと思います。イメージとして、常に外国人労働者に対してはひどい扱いをしている、非常に低賃金で働かせて過酷な残業をさせているみたいな、そういうイメージがあるんですけども、残業できないんですね。もっと残業したいと思っているぐらいの人もいるわけで。だから、日本はきちんとやっているんだ、最低賃金もクリアしているんだといったことをもっと一般にも分かってもらいたいし、外国人の方々にも、今、働いている現場の方々にも理解してもらいたいと思います。それは国際的な対面のこともありますし、今後もっと良質な労働力を確保する、そういう戦略的な意味合いもあって、そのように考える次第です。

私からは、以上です。すみません、簡単に言うと言いながら長く話してしまいました。

ほかに、いかがでしょうか。

ウェブの方もよろしいですか。

関委員、お願いします。

○関特別委員 すみません、ちょっと話したくなりました。

白書というのは現状を捉えて、それを伝えることで問題点とか課題点等を含めていろいろな人に伝えていくというのが一つの役割だと思います。でも、その一方で、そういう課題も問題もある中でこんな活動をして、こういうふうに乗り越えようとしているとか、そ

いうこともあるわけですね。これを読んだときに何か暗澹たる気持ちになってしまつて、長年漁業、水産業に関わってきた者として何かもう溜息しか出なかったんですけれども、でもコラムにちょっと救われたところがあります。

事例として様々な活動や、その中で本当に頑張っているという、部会長もおっしゃっていたように、こういう光の部分もちゃんと出していけたらと思います。

いろいろなコラムがもう既に出ていて、それはすごくよかったんですけれども、先ほどどなたかがおっしゃっていましたけれども、水産高校では今、民間と共同して技術開発したり新しい加工、製造をしたり、すごく実装的ないろいろな活動をして、また、そこを出た学生たちが更に大学へ行ったり働いたりするということで、人材育成に非常に熱心に取り組んでいます。そういう水産高校の魅力みたいなものもコラムとか事例で伝えられたらいいなと思いますし、女性のことを言えば漁村の女性の活動も、例えば漁協の女性部さん、漁協自体がちょっと低迷していて漁協の女性部活動も低迷傾向にある中で、新たに女性部をもっと発展させたような、発展形の変化を遂げていこうとしている事例があったりするわけですから、何かそういう新たな動きで、やはり漁業、水産業は大変でいっぱい問題があるけれども、でも、こんなふうの中の人頑張っていて、ここに光があるというところも含めての白書になったらいいなと思いましたので、発言させていただきました。

○山下部会長 ありがとうございます。

佐々木ひろこ委員、ウェブで挙手いただいていると思いますが、お願いいたします。

○佐々木（ひ）特別委員 私からは1点だけコメントがございます。

42ページのさかなの日に関してですけれども、私どもとしても、さかなの日はチーム挙げて進めていきたいというか、応援したい日だなと思っておりますし、こうやって全国民で魚を食べる日を設定するのはすばらしいなと思っております。

ここで、表現だけなんですけれども、4行目に「水産資源は元来持続可能な資源であり、」そのとおりですね。「我が国では適切に水産資源を管理していること等から、魚を選択して食べることは、SDGsの持続可能な消費行動である……」とございます。今、正に水産改革を推進されていて、漁業者さんたちは新しいシステムに移行するために一生懸命努力されている過程だと思うんですけれども、ここを見ると、何かもうすっかり終わってしまったようなイメージがあるんですね。それだと今の現場の努力みたいなものが何となく伝わらないのではないかという気がしていて、ここで漁業者さんたちが一生懸命そういう活動をしていて新しいシステムに移行しているということを伝えられた方が、魚を

買う側もそれを応援しようというような意識が生まれるのではないかと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、挙手いただいている方はいらっしゃらないので、では、事務局からお答えをお願いします。

○企画課長 様々な御意見を頂きまして、誠にありがとうございます。

今、頂いた御意見をしっかり受け止めて、どのような工夫ができるか、また、どのような記述ができるか、どういった整理ができるかをしっかり検討してまいりたいと思いますが、この場でお答えできるものについてコメントさせていただきたいと思います。

順を追ってコメントさせていただきますと、まず、高橋委員から御指摘があった点、特集編の中身といいますか、編集の考え方です。

これは関委員からの御指摘と同様だと思いますが、我々の今回の考え方としては、この時期に特集を組む上で、ウクライナにロシアが侵略した影響はやはり大きかったということ強く感じていること、もう一つは、食料・農業分野でも食料安全保障の強化について、現在、農林水産省を挙げて検討していることに重きを置きたいと考えています。やはりこの二つの動きは今回の特集を編集する上で重要なポイントだと思っております。

ただ、高橋委員や関委員を始めほかの委員からも御指摘がございましたように、食料安全保障についてのそもそもの捉え方については、確かに我々としてももっと焦点を当てて記述する必要があるというのは御指摘のとおりだと思いますので、先ほど申し上げましたように、ウクライナ情勢と食料安全保障の関係が軸ではございますけれども、そもそもの根っこにある食料安全保障と水産業・水産物の関係や、今後の動きなどについて、分かりやすくどのように記載するかということについては検討していきたいと思いますので、改めてまた相談させていただきたいと思います。

それから、佐々木貴文委員から、ロシアとの関係の現場でのリアリティを伝えるような記述が必要との御指摘がございました。どこまで現場の動きを伝えられるか、今回の特集の中でも限界があるとは思いますが、どういう工夫ができるか検討させていただきたいと思っております。

それから、関委員からの御質問として、31ページの生産量が上がる要因についてであります。これは養殖もそうなんですけれども、漁船漁業につきましても今後資源を回復させていきますので、漁獲量が増えるという要素を加味して、生産量全体が増加するというところでございます。

不測の事態のときは養殖の飼料についても食用に転用する方針で、正に非常事態のとき、これは農業でもそうですけれども、食料が足りない非常事態の場合のことをございまして、これは場合分けをしなければいけませんけれども、平時において食料を生産する活動を営む一方で、非常時は何らかの手段で国民に対する食料供給を図らなければいけませんので、そのための策としての食用への転換ということをございまして、矛盾しているわけではなくて、あくまでも場合分けをして、各々の状況での取組ということをご理解いただきたいと思います。

それから、需要と供給の関係での自給率の関係、これは関委員から御指摘がございましたが、やはりこれは両方のバランスということもありますので、まずは需要と供給のデータをしっかり示すことが白書としては大事なことだと思っております。また、白書の中で生産が減ったから需要が減ったというような分析がどこまでできるか、限界があると思いますが、何らかの工夫ができないか検討させていただきたいと思っております。

それから、結城委員からございました2ページの表の表記について、また、42ページの厚生労働省における調理の方法に関する、これを表にしていくことについては、中でどういった表記ができるか検討させていただきたいと思っております。

山本委員からありましたたんぱく質の違い、これも表で整理ができないかということについてであります、これもどのように記述ができるか検討させていただきたいと考えております。

また、三浦委員から御指摘いただきました特集編の31ページでございしますが、自給率を上げる具体的な方策ですとか、水産業が果たしている食料供給以外の様々な安全保障上の役割についての記述ができないかという指摘でございましたけれども、これについても、追加でどういった記述ができるか検討したいと考えております。

田辺委員からは六つ御指摘を頂いておりますが、すみません、ちょっと今、手元にお答えできるデータがないものもございしますので、説明できる部分だけお伝えさせていただきます。

まず、自給率の関係について、30ページにございます目標の設定でありますけれども、昨年改定いたしました水産基本計画の中で示しております自給率94%の根拠としては、先ほども御指摘がございましたけれども、ある時点での水産物の生産量と、消費量を推計して算定されたものでございます。具体的には、令和14年度において、漁獲量は444万トンを目標値として設定しており、また、養殖につきましては目標値として87.9万トンを設定

しており、その合計として約535万トンを生産量の目標として設定しております。

一方、消費量につきましては、今後も趨勢的にはかなり減っていくことが想定されるわけですが、消費拡大の取組の効果も勘案して、その減る度合いを3分の1程度にくい止めるということを想定して、同じ時点での消費量を468万トンと算定しているところでございます。

この両者を勘案して、94%という食料自給率の目標値を定めているものでございます。

それから、藻場・干潟についての具体的な事例や、127ページや129ページで紹介しております香川県以外の取組については、こういった地域で取り組まれているか確認して、記載できるようであれば記述を検討したいと思っております。

大瀬委員からございましたさかなの日の関係です。どのようなPRをしているかについては、担当に確認しまして改めて紹介させていただきたいと思えます。

それから、佐藤委員からございましたカワウの関係ですね。令和5年度までに半減するということにつきましても、担当に確認いたしまして後日、御紹介したいと考えております。

それから、川原委員からございました128ページのフロート以外の事例といいますか、こういったところでこういったものが見つかるかについて、これも確認させていただきまして、紹介できるものがあれば記述を加えさせていただきたいと思っております。

高橋委員から御指摘がありました労働力の関係でございますが、ご意見をしっかりと受け止めまして、政策上の課題として考えていきたいと思っております。

頂いたご指摘について白書でどこまで書けるか、現在の記述をどのように充実できるかについては中で検討させていただきたいと思っております。

それから、吉川委員からございました健康リスクの観点でございますけれども、これについてもこういった記述を追加することが適切かどうか、中で検討させていただきたいと思っております。

また、57ページのコラムについて、現場の写真を付けるというような御示唆を頂きました。付けることが適当な写真があるかどうかも含めて検討したいと思っております。

後藤委員から指摘がございました、まぐろを意図せず採捕した場合の記述でございますけれども、具体的にどのような事例がということについては、確認させていただきまして、後ほど御紹介したいと思っております。また、リリースの仕方の指導についても、後ほど確認した上で御紹介させていただきたいと思っております。

それから、128ページの取組の増減について、見える化を図ってはどうかということについて、グラフとして付けられるかどうかについて検討させていただきたいと思っております。

また、122ページの宮城県のタチウオなどの資源量が回復していることについて、具体的な根拠についての御指摘がございましたが、これにつきましては後ほどお答えさせていただきます。

山下部会長からございました特集編についての御指摘ですが、食料の安全保障に関するブレストの機会を設けることについては検討して御相談させていただきたいと思っております。白書に反映させられるかどうかは別途検討させていただきますが、我々としてもそういった機会が設けられれば大変参考になると思っており、どのような形になるか分かりませんが、検討してみたいと思っております。

それから、60ページの整理の中で御指摘いただきました10トン未満の船の話ですとか沿岸や沖合についての漁業経営の区分けといたしますか、整理につきまして、混乱しないような整理ができるかどうか、これも検討させていただきたいと思います。

外国人労働者の労働環境について、適正に環境を整備していることですか、これまでの取組について記載ができるかどうか検討させていただきたいと思っております。

関委員、高橋委員から御指摘がございました水産高校の取組でありますけれども、関係者が水産高校の出前授業等をやっている様々な取組について、記述の充実や写真を付けることについても検討させていただきたいと思えますし、また、水産高校の意義等についても記載の充実ができるかどうか、また、漁協における女性部の取組として紹介するにふさわしい事例としてどのようなものがあるかについて、まず確認させていただきまして、掲載できるものがあれば、間に合えばですけれども、掲載する方向で検討したいと思っております。

それから、佐々木ひろこ委員から御指摘ございました42ページのさかなの日の、水産資源を管理するところの表記につきましても、頂いた御指摘を踏まえて記載を検討させていただきたいと思います。

○増殖推進部長 増殖推進部長でございます。

2点です。

佐藤委員からあったカワウの半減の取組ですが、今、数字までは持ち合わせていないんですが、ある所から追い払うと追い払われたカワウの生息場所が増えてしまうといった例

が出ていて、実際苦労しているということで、半減という目標の達成はなかなか難しいのではないかという話を承知してございます。

もう一つ、後藤委員からの122、123ページのタチウオ、ガザミの話ですけれども、確かにおっしゃるとおり、原因として震災との完全な分離は難しいと思いますけれども、これはここにありますように水温の上昇に伴うタチウオやガザミの増加ということで、論文化されているものからの引用ということで、科学的に認められているものと捉えていただければと思います。

ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

非常に長時間にわたって密な議論をしていただいて、また、丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。本議題はここまでとさせていただきます。

○高橋特別委員 1点だけよろしいですか。

○山下部会長 では、高橋委員。

○高橋特別委員 すみません、ちょっと言い忘れましたので。

後継者確保のところで、高校生もそうなんですが、現場に行くと「働き方改革どうなっているのですか」とよく聞かれます。私の記憶ではたった1回だと思うのですが、水産庁との勉強会をやった記憶があります。継続して勉強会なり小委員会なり開催していただきたいということで、どこかに記載していただけると非常に有り難いと思います。

それから外国人問題については、現在は、日本の漁船漁業、養殖も含めてILOの水準を全てクリアしております。漁船漁業の場合は技能実習生、特定技能もそうですが、全て船員保険に加入していますし、福利厚生等も世界と比べても見劣りのないようなシステムが構築されていることだけは報告しておきます。

後ほど白書にどこまで載せられるか分かりませんが、水産庁からの要請に基づいて資料なり情報は提供いたします。あとは水産庁の方で判断してください。

○山下部会長 補足説明ありがとうございます。

それでは、本議題はここまでとさせていただきます。

次の議題、漁業経営の改善に関する指針の見直しでございますが、こちらも諮問事項でございます。

漁業経営の改善に関する指針の変更について、農林水産大臣からの諮問を受けたいと思います。

○水産経営課長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

4 水漁第1516号。

令和5年2月16日。

水産政策審議会会長、田中栄次殿。

農林水産大臣、野村哲郎。

漁業経営の改善に関する指針の変更について（諮問第412号）。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき、漁業経営の改善に関する指針を別紙のとおり変更したいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○山下部会長 ただいま諮問を受けました漁業経営の改善に関する指針の変更について、諮問第412号について事務局より説明をお願いいたします。

○水産経営課長 水産経営課長の魚谷でございます。

資料として、資料3-1、3-2を用意してございます。

これまで8月、12月の企画部会におきまして、この制度の見直しに関し、御説明を申し上げ、様々な御意見を頂戴しているところでございます。

告示、指針の変更案の説明に入る前に、これまでのおさらいとして、資料3-2で前回の御議論、その後の動きについて簡単に御説明させていただければと思います。

前回、12月の企画部会においては、この制度の見直しに関しまして、現行の「一般型」と言われる取組の中で、特定の取組を行う場合については、現状、基準値としております15%より低い数字を目標値として適用するという形で検討中だと御説明を申し上げ、この資料3-2は前回の資料をアップデートしたものでございますけれども、2の（1）の下線部、「基準値を5%以上とする」と書いてございますが、前回の資料では「●%以上とする」という形でご提示させていただいたところでございます。

前回の部会において、山下部会長から、このパーセンテージの数字を、諮問を受けるときに初めて見るのではなかなか議論が進まないだろうということで、あらかじめ部会に属する委員の先生方にお示しするようにという御要請を頂いておりましたので、こちらの「5%」という数字を入れた形で、パブリック・コメント手続に付す直前となりましたけれども、この改正案を各委員の方々にお示ししたところでございます。

また、この5%の基準値を適用する取組のカテゴリー、2の（1）に①から⑥までございますが、こちらの表現ぶり、細かい文言については、告示に書く文言としてより適切な

文言を使うということで、前回12月にお示しした文言を一部修正しておりますけれども、意味するところ、内容を変えるものではございません。

以上が、前回の部会以降の動きでございます。

引き続きまして、指針の具体的な変更案について御説明申し上げたいと思います。

資料3-1に移っていただければと思います。

めくっていただいて、新旧対照表で御説明いたします。

上が改正後、下が改正前、現行のものでございます。

一として、「漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項」ということで、こちら、背景となる諸情勢であるとか、基本的な方向性について書かれている部分でございますけれども、まず、第1パラグラフの最後の部分ですね。現行でありますと、「水産物貿易をめぐる国際環境の変化に対応し、収益性の高い操業体制への転換を進め、競争力を強化していくことが重要な課題となっている」という部分でございますが、こちらを直近の状況に書き換えるということで、環境変化を背景とする主要魚種の不漁の問題、あるいは燃油、飼料等資材価格の高騰等、取り巻く環境は厳しい状況が続いているという記述に変更する案としております。

続きまして、四つ目のパラグラフでございます。こちら現行の指針におきましては、5年前の状況を反映して浜プランに関する記述になっている部分でございます。傍線部にありますとおり、改正案といたしましては、新たな水産基本計画の3本柱、「水産資源管理の着実な実施」、「水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」に関する記述に変えてございます。

続きまして、2ページから3ページにかけての五つ目のパラグラフについても、各漁業者の取組の方向に関連しまして、現行は、浜プランに基づく取組と連携しつつ、という部分を、水産基本計画に示された基本的な方針を踏まえつつ、という形に変えてございます。

続きまして、こちらから具体的な内容になっていくわけですが、これも、「二 漁業経営の改善の内容に関する事項」の「ロ 対象漁業者」の部分でございます。

現行の対象漁業者については「計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者」ということで、(1)、(2)と書かれています。(2)については持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画が書かれておりまして、こちらについては今回は変更なしということで、新旧のいずれも(略)と書かれております。

今回変える部分でございますが、（１）として、現行の指針においては国、都道府県が作成する資源管理指針に基づいて資源管理計画を作成し、それを確実に実施していただいている方となっております。

改正案でございますが、まず「本制度の対象とする漁業者は、」と始まっておりまして、その後、傍線部分がございます。こちら「その漁業経営の改善に当たって、漁業に関する法令を遵守するとともに、」と入れてございます。資源管理計画なり、漁場改善計画なり、自ら取り組むというより以前の問題として、関係する法令はしっかり守っていただくことをここにまず明記する形で加えております。

これに続きまして、「次に掲げる自主的な資源管理又は漁場改善に取り組む者、」とありまして、（１）については、先ほど申し上げた「資源管理計画の作成及びその確実な実施」というところを「漁業法第二百二十四条第一項の認定を受けた同項の協定に基づく資源管理」としてございます。こちらは前回の部会でも御説明させていただきましたけれども、従来の資源管理計画に基づく自主的な資源管理については、令和５年度末までに新しい漁業法に基づく資源管理協定に移行していただくことになっておりますので、ここを資源管理計画から資源管理協定に書き換えるという形でございます。

こちら、令和５年度末までについては、資源管理計画に基づく取組を行う方々がいらっしゃるということで、そういった方々がこの対象から漏れないように、後ほど御説明しますけれども、附則の方で、令和５年度末までの間の経過措置を設けることとしております。

今回、更に、この資源管理協定あるいは漁場改善計画に取り組む方々以外に二つのカテゴリーの漁業者を含めることとしております。

まず一つ目が、「資源管理又は漁場改善に取り組む者、」の後ろの傍線部で示しております「漁獲量の大部分が漁業法第八条第三項に規定する漁獲割当てにより管理されている者」というものでございます。「漁業法第８条第３項に規定する漁獲割当て」、これはいわゆるＩＱによる管理でございます。

ＩＱによる管理となりますと、それぞれの漁業者に割り振られた配分数量、年次漁獲割当量の範囲で、いつ獲ってもいい、それぞれの裁量によって獲る時期なり何なりを決めて操業計画を立てていただくという趣旨でございますので、協定で皆さんで決め事をして獲っていくというところとは異なるということで、漁業法第124条第１項の認定の対象となる協定から、こういうＩＱの管理になっている資源は除外されております。そのため漁獲量の大部分がＩＱの管理となりますと、資源管理協定を締結して、それに基づいて管理し

ていくことが事実上困難になりますので、こちらについては資源管理協定に基づく資源管理に取り組まなくても対象になるということで、漁獲量の大部分が漁獲割当てにより管理されている者を追加しております。

その後ろ、「及び同法第六十条第二項に規定する区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者」とございます。こちら、今回追加することとしておりますけれども、持続的養殖生産確保法に基づいて漁場改善計画を策定し、取り組めるのは、公共用水面で区画漁業権に基づいて行われる養殖業となりますので、陸上養殖ですとか陸上の私有地の池等で行うような養殖については、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画を作成して取り組むことができないことになります。そういった方々をこの制度から排除するのは適切ではないという考えに基づきまして、「区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者」を対象漁業者に加える案としているということでございます。

以上が対象漁業者に関する変更点となります。

その後ろが「三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項」でございまして、4ページに移っていただくと、「イ 一般型」と書かれております。

この（３）に指標に関する規定がございまして、「計画期間における減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること」と、まず、ありまして、括弧内に「これらの指標を初めて用いる場合の基準値は十五パーセント」と書かれてございます。現行、こちらの15%が基準値となっているところでございますが、今回、その「十五パーセント」の後ろに括弧書きを加えまして、「漁業者等が、新規事業の実施、新たな技術・手法の導入、新たな資源管理の実施、環境に配慮した事業活動の実施、新たな販売手法の導入・販路の開拓又は組織再編若しくは他の事業者との連携強化に取り組む場合においては、五パーセント」という記述を追加する案としてございます。

ここで、新たな基準値として5%とする、ということでございますけれども、こちらについては前回の部会で、この基準値をどこまで下げるのか、いろいろな試算を行いながら検討しておりますという御説明を、私からさせていただきました。

どういう試算をしたかということですが、こちらについては、代表的な漁業種類について、実際の損益計算書をベースに、現状で減価償却前利益等を例えば15%増やす、あるいは10%、5%アップさせるためにどの程度の売上増あるいはコスト減を要するのかシミュレーションしてみました。その結果、目標として、例えば5%とした場合であって

も、仮に数%魚価がアップするという前提を置いて、コストとしては10%程度の減が必要となるということで、決して低いハードルになるわけではないと考えた結果というのが、まず1点ございます。

更に、8月の企画部会で関特別委員から、この基準値の考え方について御質問を頂いて、その際、私から、法律上の「漁業経営の改善」の定義として「経営の相当程度の改善を図ること」というのがあって、この「相当程度」をどう解釈するのかというところと関係しますといった御説明をしたと記憶しております。この点については、今、御説明した「五パーセント」の後ろの記述を見ていただきたいんですけれども、「直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画以降の認定の申請を行う場合には、当該基準値から五パーセント削減した値を新たな基準値とすることができる」とする。ただし、新たな基準値は五パーセントを下回ることはできない」と書いてございます。

こちらが何を意味しているかといいますと、最初に、この「一般型」で計画を作りますと15%アップを目標に計画を立てるわけですが、それを実現した場合、その人が更に計画を更新というか、新たに策定して引き続き経営の改善に取り組む場合には、15%向上した上で更に、ということになりますので、その場合は5%下げた10%を適用しますという意味でございますし、1回更新してその10%を達成した人がもう一回更新する場合には、5%削減して5%の基準値になるということでございます。ただし、「五パーセントを下回ることはできない」と書いてございますので、2回更新した以降は5%という考え方になっております。

つまり、この5%という数字につきましては、現行の制度で「一般型」の運用の中で適用されている目標の下限の値と考えていただければと思います。したがって、この「相当程度」の解釈なり運用との関係では、今回、これまでの考え方の範囲を超えて下げるものではないと考えているところでございます。

引き続きまして「ロ」でございますが、こちらについては、先ほどの浜プランに関する記述を新たな水産基本計画の記述に変えましたということで、省略しているところを書き下ろす形で形式的に修正するものでございます。

最後、5ページです。

先ほど若干言及しましたが、令和5年度末、つまり令和6年3月31日までは資源管理計画に取り組む方々がいらっしゃる可能性があるということで、そういった方々が制

度の対象から漏れないように経過措置を講じているというのが附則の２の規定でございます。

内容の説明は以上でございますけれども、前回、中川委員、川畑特別委員から、この制度に関する漁業者の認知度あるいは周知方法について御質問、御意見を頂きました。もちろん、この制度について、広く漁業者の皆さんに知っておいていただくことは望ましいわけですが、前回、私から回答いたしましたように、全ての漁業者の方に常に知っておいていただくことは、実態としてはなかなか難しいと考えておりまして、少なくとも漁業者の皆さんが設備の更新を行う等で資金が必要となるようなときに、この制度が活用できること、そういう情報に確実にたどり着けるように、あるいはアクセスできるようにしておくことが重要なことだと考えております。その点で、今後、計画認定等、多くを担っていただく都道府県の担当者の方々をはじめとする地方自治体の関係者、あるいは日本政策金融公庫等の融資機関、漁協あるいは漁業者団体の関係者の皆様に負うところが大きいと考えております。

本日の御審議の結果、適切である旨の答申を頂ければ、今後準備を進めまして、しかるべきタイミングで主要な関係者の方々への説明会の開催、あるいはパンフレット等、漁業者の方々向けの周知用の資料の作成等を進めてまいりたいと考えてございます。

最後となりますけれども、こちらのパブリック・コメント手続の状況について御説明いたします。

1月18日から本日までの予定でパブリック・コメント手続を実施しております。今日のお昼の段階で提出されたコメントはゼロとなっておりますけれども、あと半日弱ございます。今後コメントの提出があり、それを考慮した結果として原案を大幅に修正するような場合には再度諮問させていただきますので、本日は、この御説明した案について御審議いただければと考えているところでございます。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

それでは、これから委員の方々から御質問や御意見を伺いたいと思います。

先に会場に御出席の方、次にオンラインで御出席の皆様を指名させていただきます。

オンラインで御発言を希望される方は、挙手ボタンをクリックしてください。発言者はこちらから順番に指名させていただきます。マイクのミュートを解除して御発言をお願いします。

それでは、まず会場にいらっしゃる方、いかがでしょうか。

とても枝葉末節なんですけれども、資料３－１の４ページ、三のイの（３）の後ろの方で、線が引いていないんですけれども、ロの４行前に「次期改善計画以降の認定の申請を行う場合には、」と「以降」が入っているんです。旧には入っていないんです。だから傍線を引くのか、それともタイプミスか何かでこの「以降」を消すのか、何かの措置が必要だと思います。

今日で終わるなら申し上げなかったんですが、これからあちこち説明に行かれるということなので、一応確認のために申し上げました。

ほかには、いかがでしょうか。

それでは、オンラインで参加していらっしゃる委員の方々、いかがでしょうか。「挙手」ボタンでお知らせください。よろしゅうございますか。

後藤委員、お願いします。

○後藤特別委員 一つ教えていただきたいのですが、資料３－２で、以前にもこういう記述があったのかもしれませんが、経営改善漁業者数が423人で経営体も423という数字は、経営体イコール漁業者数という認識で合っていますでしょうか。何か漁業者数となると経営体とはちょっと違うのかなという印象を受けるので、経営改善に取り組む人は1経営体当たり1人ではなく、そこに所属するたくさんの人たちが対象になるというような印象を受けました。

よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、オンラインで三浦委員が挙手されているので、後でまとめてお答えいただくとして、まず三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

先般の我々の要望を受けて、この制度の適用対象となる経営改善計画について、この6個の類型については「伸び率に係る基準値を5%以上とすること」としていただいたことにまず感謝申し上げたいと思います。

そしてまた、会員との情報共有等も行いながら、この制度を活用して我々漁業者の所得向上と経営基盤の強化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

まずはお礼まで。

○山下部会長　ありがとうございます。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員　この漁業経営改善制度というものを議論するために、参考までにお聞きしたいんですが、農林水産省の大臣官房検査・監察部という部署があると思いますが、地方においては県庁に団体指導課という課がございます。全く同じ立場で同じことを指導されているわけですが、県庁には団体指導ではなく水産振興課という課もございます。我々は民間の漁業協同組合として、振興課の方針に従って様々な事業を展開しているわけですが、大臣官房検査・監察部の指導によって。各県庁から指導されるのは、いわゆるこの事業をやっておっても赤字だよという事業については「廃止しなさい」「縮小しなさい」という指導が入るわけですね。一方、ただいま言った振興課の方に行くと、例えば「いやいや、さけ・ます類の増殖事業は継続してくれ」という指導をされるんです。そのさけ・ます増殖事業については赤字であるからやめたいよと言っても、振興課はなかなか首を立てて振ってくれないような部分があるんですが、これはどちらの言うことを聞けばいいのかなという質問でございます。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

今、特に挙手いただいていませんので、事務局からお答えを頂けますでしょうか。

○水産経営課長　まず、後藤委員からの御指摘で、経営改善「漁業者数」と「経営体」との関係でございますけれども、通常「漁業者」と言った場合、こちらは漁業を営む方々ということで、会社経営であれば法人、個人経営であれば個々人となります。ですので、これは、基本的に経営体と同じと考えていただければと思います。例えば、ある漁業を営む法人で実際の漁業操業に携わっている方々は、通常は「漁業従事者」ということで「漁業者」と使い分けておりまして、こちらの「漁業者」には、その営んでいる個人あるいは法人、両方を含む形でございます。「漁業経営体」についても同様に、個人、法人両方含んでいるという形ですので、全体の中で、この漁業経営改善制度に乗っかって認定を受けている方々の数が423人というか、経営体という形で、全体からすれば0.6%程度であるということでございます。

佐藤委員からの御質問でございますが、この制度については、あくまでも漁業者の方々が、それぞれの経営を改善するんだという取組に対して支援するということで、御質問があった、「漁協のさけ・ますの増殖事業、赤字だけど、どうするんだ」ということとは、

ちょっと制度のターゲットというか、対象とする範囲が異なると思います。

一方で、漁協の経営ということからすれば、ある事業が赤字で、一方で組合員ですとか周辺の漁業者にとっては公益性がある、必要な事業である、というときにそれをどうするかということについて、異なる行政部局から異なる指導というか、意見を受けている状況で、どうすればよいのかということですから、こちら正に、いくら公益性があっても、赤字のまま、それをずっと続けていくのは事実上困難だと思いますので、では、この事業をどうするのか、その公益性と費用負担、経費をどうするのかを含めて何らかの答えを出していただかざるを得ないものと考えています。

それから、山下部会長からございました、文案の「以降」に線が付いている、付いていない、というところは、確かに見るとそのとおりでございまして、これについては単なる資料作成上のミスかどうか、というところがございますので、確認した上で整理させていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見も大体頂いたということですので、質疑はこの辺りで終わりたいと思います。

特段反対意見はなかったのかなと思いますので、漁業経営の改善に関する指針の変更について、諮問第412号は原案どおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、漁業経営の改善に関する指針の変更について、諮問第412号を妥当とする答申をしたいと思います。

また、施行までの間、文書の技術的な修正が必要になった場合は部会長である私に御一任いただきたいのですが、併せて御承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めてください。

それでは、諮問第412号に対する答申書を確認のため読み上げます。

答申書。

4 水審第36号。

令和 5 年 2 月 16 日。

農林水産大臣、野村哲郎殿。

水産政策審議会会長、田中栄次。

令和 5 年 2 月 16 日に開催された水産政策審議会第 102 回企画部会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記。

諮問第 412 号、漁業経営の改善に関する指針の変更について。

では、本議題はここまでとさせていただきます。

ほかに事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

先ほどの白書の関係ですが、すみません、中川委員から文書で御意見を頂いておりましたので、ここで御紹介させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○山下部会長 お願いします。

○企画課長 中川委員から御意見を頂いておりまして、資料 2－3 「「令和 5 年度 水産施策」の構成でございますけれども、Ⅱ、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現のところで、輸出の拡大と漁場整備のところでつきまして、国内流通・消費よりも輸出を優先して見えてしまうのではないかということで、書きぶりの調整について御意見を頂いております。

それから、同じく資料 2－3 の一番下になりますが、消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開のところで、消費者・国民の認知拡大、また、それ以上に認知変化が大切であること書いていただきたいということ。例としまして、MSC などのエコラベルが漁業者が労力やお金を掛けても選択されない、採算が合わない状態にあることについて問題意識を持っていらっしゃるということ、それに対して認知率を上げるのはもちろんのことながら、エコラベルの付いた魚が国民の生活や未来にどう重要か、これを国民にしっかり理解していただき、その認識を変化、創造していく、その上で国、国民、漁業者が双方で協力し合う体制が必要であるとの問題意識について御意見を頂いておるところでございます。

一つ目の、国内流通・消費よりも輸出を優先しているのではないかといった御指摘でございますが、まず、今回の構成案につきましては水産基本計画の項目に沿ったものとしておるところでございますが、まずはこの構成案について御理解を頂きたいと思っております。

す。

実際の本文の整理に当たりましては、頂いた御意見を踏まえまして、しっかり配慮して記述してまいりたいと考えております。

二つ目の、消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開につきましても、頂いた御意見をよく踏まえまして、記述について準備してまいりたいと考えているところでございます。

中川委員からの御指摘と回答については以上でございます。

それから、先ほど御質問を頂いてお答えできなかったところがございましたので、併せてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、大瀬委員から、さかなの日のPRの関係で御指摘がございました。

まず、さかなの日のスタートに当たりまして、水産庁から参画していただけるであろう企業の皆様に直接連絡を取りまして、参加を促してまいったところでございます。今後、引き続き参画企業の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、一般の方へのPRにつきましても、参画いただく企業の皆様と連携しながら様々な機会を通じてPRしてまいりたいと考えておりますし、また、水産庁としまして、ホームページを始めあらゆる媒体を通じてPRさせていただきたいと考えております。

今後とも周知の拡大を図っていくよう努力してまいりたいと考えております。

それから、後藤委員からございましたまぐろの意図せざる採捕のときのリリースの話でございますが、例えば定置に入ってくるまぐろですとか、巻網に入ってくるまぐろの扱いについて、特に小型魚については獲らないよう指導するとともに、リリースしていただくようお願いしているところでございます。

そのリリースに当たりましては、例えば定置については仕切り網を工夫していただいて、その仕切り網の中に小型魚を追い込んでいただいて、追い込んだ後に横の網を落として逃がすといったように、直接人間の手に触れない形でリリースできるよう工夫していただくように指導しておりまして、また、それについての技術開発についても今、水産庁からは支援しているところでございます。そういった取組を通じまして、クロマグロの小型魚を採捕しないように漁業者の努力を御支援していきたいと考えております。

以上でございます。

それでは、事務局としての御連絡をしたいと思います。

今後の予定について御説明申し上げます。

本日諮問させていただきました令和５年度水産施策案につきましては、「令和４年度水産の動向」と共に、４月頃に開催を予定しております企画部会で御審議いただきたいと考えているところでございます。具体的な日時については後日調整させていただきますので、引き続き御協力のほどお願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終了させていただきます。御協力どうもありがとうございました。